平成２３年（フ）第１２４４号
千葉県船橋市本町５丁目11番８―107号
債務者　野口　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５２号
千葉市中央区道場北１丁目21番６号
債務者　浦松　憲作
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５３号
千葉市中央区道場北１丁目21番６号
債務者　浦松　敦子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５８号
千葉市花見川区花見川１番14棟104号
債務者　葛西マリ子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６５号
千葉県船橋市藤原３丁目32番６号　ドリームハウス101号
債務者　坂田　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６６号
千葉県船橋市南三咲３丁目22番５号　メモワール藤井Ｂ―101号
債務者　塩川　奈美（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７１号
千葉県船橋市夏見３丁目４番７号　介護の家け―202号
債務者　吉野　　力
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８３号
千葉県習志野市東習志野８丁目21番25―202号
債務者　佐藤　芳宏
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８８号
千葉市中央区汐見丘町13番９号　ハイツ松籟３―Ｄ
債務者　牧野　　修
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９２号
千葉県市川市宝１丁目３番２―305号　センターコート
債務者　佐川　将人
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９５号
千葉市花見川区花見川２番４棟208号
債務者　中臺　和枝
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９８号
千葉市若葉区桜木６丁目18番24号　アンビション桜木202号
債務者　長岡　茂子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０８号
千葉市美浜区高洲２丁目３番２棟207号
債務者　森　　洋樹
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６５号
山梨県大月市富浜町鳥沢909番地　市営横吹団地３―502号
債務者　関戸　和子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
長野県北安曇郡白馬村大字北城12867番地163
債務者　塩島　孝代
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第９６号
長野県茅野市中大塩14番地61、住民票上の住所長野県茅野市中大塩13番地６
債務者　堀田　俊樹
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６６号
長野県飯田市上郷飯沼2624番地11
債務者　竹村　優太
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部